

市民が主体のまちづくり

～名寄市自治基本条例～

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。
8月号に引き続き、「名寄市自治基本条例」が定める「基本原則によるまちづくりの推進」について紹介します。

第30条

情報収集及び管理

市民が必要とする情報が迅速に提供・公開され、情報共有（知る権利）に基づくまちづくりが進められるためには、市が行う情報管理が適切に行われることが重要であることから、本条では、その収集、整理、保存、管理が正確にかつ適正に行われるよう定めています。

第31条

市民の学習環境の整備

市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的に活動を実践することはまちづくりの原点であり、その最も身近な実践の場が地域コミュニティです。
本条では、そういった場における市民議論や活動などを通じ、まちづくりに関する情報交換や学習ができる環境および施設などについて、市長等が整備するよう定めています。

第32条

まちづくり活動支援

地域特性を踏まえたまちづくりのためには、多様な考え方や立場の人々が互いに協力しながら、地域課題の解決に取り組むことができる環境づくりが重要となります。
本条では、まちづくりに関わる多様な団体と積極的に連携・協力し、その自主性や自立性を尊重しながら、必要な支援を行うよう定めています。

第33条

コミュニティ支援

町内会やまちづくりにかかわるボランティア団体など、住民活動を担う組織は、まちづくりにとって重要で欠かすことのできない存在です。
本条では、市民および市がそれぞれにその重要性を認識し、継続的に活動できるよう守り育てていく必要があることを定めています。また、コミュニティによる活動の自主性と自立性を尊重しながら、市民参加の権利と機会を保障し、市民の意見が適切に市政に反映されるよう努めることを定めています。

第34条

国、他の自治体等との連携・協力

本条では、国や他の自治体との連携・協力によるまちづくりについて定めています。
本市のみでは対応が難しい広域的な課題や共通する課題について、相互に情報共有を図り、連携協力して解決にあたるよう定めています。また、海外の自治体や組織との関係について、交流により連携を深めることで、先進的事例や考え方を学び、まちづくりに役立てるよう定めています。

第35条

条例の検討及び見直し

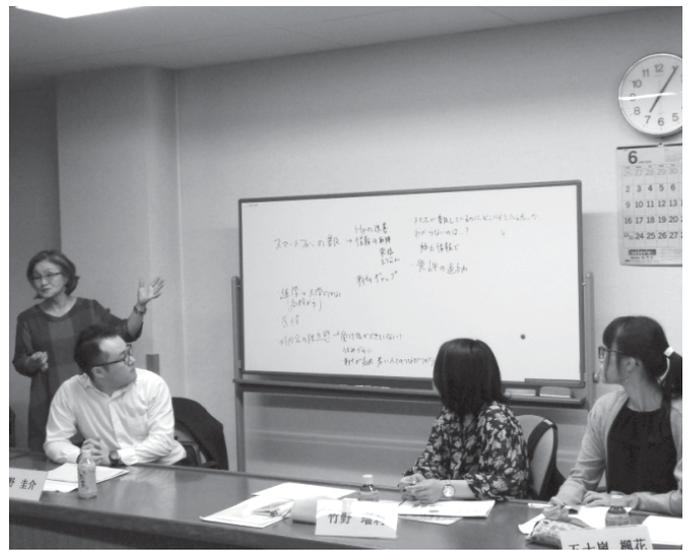
本条では、この条例が時代の実情に即しているかを確認し、その実効性を高めていくため、市民の意見を踏まえ、条例施行（平成22年4月1日）から5年以内ごとを目処に検討や見直しを行うよう定めています。
本年度、この規定に基づき、見直し検討を進めています。

「名寄市自治基本条例」の施行（平成22年4月）から10年目を迎えました。
同条例に基づく「見直し検討」を行うため、令和元年5月に公募や地域特性に識見を有する者など、12人の委員で構成する「名寄市自治基本条例検討委員会」を設置しました。
現在、市民の意識や社会状況の変化などを考慮し、条例の見直し検討を行っています。

6月27日(木)開催 第2回検討委員会

事務局から名寄市自治基本条例に関する市民アンケート調査結果について報告を行った後、2グループに分かれて「社会状況の変化」をテーマにグループワークを行いました。委員からは「SNSの普及」「高齢者の交通事故増加」「人手不足の問題」などたくさんの意見が出されました。

次回の検討委員会では、名寄市自治基本条例が出された意見（社会情勢の変化）に対応したものになっているか検証を行う予定です。



問い合わせ 企画課企画調整係（名寄庁舎3階） ☎01654③2111（内線3311）